

田辺市森づくり構想策定等委員会条例

(設置)

第1条 市が総合的かつ計画的に森づくりを推進していくための指針となる基本構想（以下「森づくり構想」という。）に関し、市長の諮問する事項を調査審議するとともに、森づくり構想の推進とその施策の展開を図るため、田辺市森づくり構想策定等委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 森づくり構想の策定に関すること。
- (2) 森づくり構想の推進とその施策の展開に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、森づくり構想に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内で組織し、委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見又は説明を聴くため、その者に会議への出席又は文書の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農林水産部森林局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。